

奈良時代の医療の実態

杉田 暉道

わが国に仏教が伝来して約半世紀後公認されると、大陸の文化はあたかも堰の切れた大河のように、朝鮮半島を経てわが国に流入して来た。医師や薬物に詳しい人たちが朝鮮より渡来し、一方、わが国からも留学するという状態で、ちょうど明治初期における欧米文化の流入にも似た盛況を呈した。

奈良時代に入ると、仏教は国家の振興のためにおおいに利用され、これに伴い仏教文化も非常に栄えた。医療についても従来から行われていた加持祈禱のほかに薬物療法が行われたので、科学としての医学の第一歩を踏み出した時代ともいわれている。しかしこれについてはもう一度よく見直す必要があると思われる。

著者は朝鮮仏教とわが国の仏教との関係を、従来の説にとらわれずに検討し、『続日本紀』によって奈良時代の医療を詳細に調査した結果、奈良時代の医療は従来唱えられているほど薬物が用いられていなかったことがわかったので、それについて報告する。

一 わが国に渡来した仏教の性格

わが国に伝来した仏教の、従来紹介されている内容をみると、ほとんどのものが教理を中心にしたもので、実際に民衆

が仏教のもつどの内容を受け入れたのかという、現実的な面についての紹介はきわめて少ない。著者はこれを明らかにしたい。

杉山はインドから中央アジアを経て中国に伝来し、さらに日本に渡来した仏教の性格の変貌を次のように述べている。

かつてガンジス河流域の農耕社会のなかで、平等観にたつて、人間の真実の幸福とはなにかを説いてまわつて発生した仏教は、中国への流伝にあたり、すでに帝王君主の国師の資格で、僧侶が活動する変容ぶりを示している。魏・晋・六朝時代を通じて、各地に散在した王侯のために富国強兵策を新来の知識技術で指導したのが、西域または天竺（インド）よりやつて来ていた僧侶たちの姿だったのである。彼らが思想や哲学的思考に熟達した思想家、宗教者であつたよりも、あたかも明治新政府のお雇い外人のように、東アジア圏では成熟した博物学的知識の問題屋だったのである。文化的価値体系やそのポテンシャルな差が激しければ激しいほど、その流通伝播の形態は即物的にみえやすい。聖明王のもたらした仏教、仏像は、まさにそうした東アジア圏の百科全書の知識の運搬物だったのである。それをもっともよく知っていたのが蘇我氏だったといえよう。

したがつて当時の大和民族は、渡来した仏教について「相貌端敵キョウゴしい仏像や難解な経文よりも、その偶像を造形化するための表現技術や素材の面白さにひかれたにちがいない。経文の装飾に使われた軸木や帙の形式の新しさ、さらには実生活に役立つ実利的な知識体系、建築技術、天文曆法、医薬知識から始まつて、上流貴族の視聴覚、嗅覚や触覚さえ驚かせ楽しませる美術、仏教音楽、衣装の類に至るまで即物的魅力の虜となつたのも十分想像できる」と、杉山は述べているが、著者もまったく同感である。

二 飛鳥仏教およびその文化と朝鮮渡来人

仏教の公伝は紀元五三八年であるが、それ以前に朝鮮三国からの渡来人によつて仏教が伝えられたことは多くの研究者

によって認められている。初めは自分の居住地を中心に私伝の形式で信仰されていた。これが公認され飛鳥時代になると多くの朝鮮渡来人によって朝鮮仏教および朝鮮文化が流入し、わが国の文化の発展に大きな役割を果たした。これを『古代日本文化と朝鮮渡来人』^(三)および『日本の歴史46』^(四)(週刊朝日百科)によって瞥見しよう。

まず、寺院の建築については、草堂から壮大な寺院建立の段階に入っていた。そしてこれらの大伽藍建築を指導したのはすべて朝鮮渡来の技術者や、その系譜に連なる人びとであった。法興寺、法隆寺、四天王寺、峰岡寺^{ヒタカガキ}、百濟寺、巨勢寺などはその代表的な寺院である。

僧尼も朝鮮渡來人が大勢を占め、「飛鳥、白鳳時代の仏教家の指導者は、朝鮮半島から来た人か、またそのような渡來系出身者が大部分です」「飛鳥寺、または法隆寺などで中心的、指導的な役割を果たしていたのは、百濟や高句麗僧だったのです」と、仏教史家田村の説を紹介している。事実、百濟・新羅・高句麗から曇恵^{トシキ}・道深^{ミチコ}・恵慈^{ケイジ}・恵聡^{ケイソウ}・觀勒^{カンラク}・慧灌^{ケイカン}・道藏^{ミチゾウ}らが渡來し、やがて日本人の中から僧侶が出るようになると、おおいに活動したものに歸化人の出身者が多く、智藏^{チゾウ}(禾田氏)・道融^{ミチユク}(波多氏)・道昭^{ミチアキラ}(船氏)らがあげられる^(五)。

さらに聖德太子によって作られたといわれている「十七条憲法」および「三経義疏」は、太子一人の手になるのではなく、朝鮮渡來の高度な学問集団によって作られたものであると断じた。それは、当時の大和政権には、朝鮮渡來人以外にこれらを担当できる水準をもつ学者の存在が考えられないからであるという。

ついで仏像製作については「当時の仏像作者は、ほとんど中国および朝鮮からの歸化人、ないし歸化人の子孫であった」と述べた美術史家久野の言を紹介している。

以上記したことから、飛鳥仏教およびその文化は、渡來集團の高度な思想や技術によって成立し得たことは明らかである。すなわち、飛鳥仏教文化はわが国の大地に移植された朝鮮仏教文化であった、と結んでいる。

三 奈良仏教およびその文化と朝鮮渡来人

奈良仏教は、飛鳥仏教と異なり、国家仏教の色彩がはっきりとし、律令的政治支配が色濃くなり、氏寺から国家の官寺へと変り、僧尼に対する国家の保護と統制が行われるようになった。そしてこの時代の仏教は、「唐仏教を貪欲に摂り容れつつ、その背景と主流は、新羅仏教と朝鮮渡来人僧によって形成されていたと思える」と権は述べ、同様のことを井上も記しているという。^(六) すなわち、行基（高志氏）・義淵（市往氏）・智光（鋤田氏）・道慈（額田氏）・良弁（百濟氏）・慶俊（葛井氏）・勤操（秦氏）・慈訓（船氏）らは渡来人出身である。どうして僧侶には渡来人が多いのであるうか。井上は渡来人は仏教受容に便宜な条件を備えているからであるという。^(五) 著者は、当時の日本人は文化の程度がかなり低かったために仏教思想などの高度な思想や技術を十分に理解できる能力をもっている者がきわめて少なかったのではないかと考えている。

飛鳥文化における渡来系仏師の活躍には前述のごとく刮目すべきものがあつたが、その伝統は天平文化にも受け継がれた。東大寺大仏の造仏長官であり「大仏師」と称えられた人物に、^{クニナカ}中国連公麻呂がある。彼は百濟渡来人である。また、大仏造立の工人のなかに新羅系の猪名部百世らの名も見出すことができる。^(四)

さて日本に伝来した仏教の性格およびこれがわが国に公伝してから奈良時代までの変遷とそれに付随した仏教文化の発展について概観したが、これらを見てわかることは、わが国の仏教と仏教文化の当時の発展は、いかに朝鮮渡来人の働きに大きく依存していたかということである。従来、わが国の仏教の発展においては、中国仏教の受容に負うところがきわめて大きいことが強調されているが、朝鮮仏教については、重視されなかつた。今後はこのような考え方を十分に改める必要のあることをここに示した。と同時に当時の日本人の文化程度は渡来人に比較してきわめて低く、落差が大きかつたということもわかつた。このことは奈良時代の医療の実態を検討するにあたって、きわめて重要な根底となるのである。

四 鑑真の治療

奈良時代の医療を代表するものとしてまずあげねばならないのは、鑑真の行った治療である。彼の来日についての経過および来日後の業績については『続日本紀』巻二十四、淳仁天皇天平宝字七年五月六日に詳しく記されている。これの口語訳を杉山^(七)が行っているのでそれを紹介する。

大和上鑑真が物故^{おなくなり}なされた。和上は揚州龍興寺の大徳^{えらいほうとん}で、博く経や論に涉り研究し、もつとも戒律に精しかった。江淮^{こうわい}の間でもつともすぐれた化主^{ししうしや}といわれた。大宝二載に留学僧栄叡^{えいゑい}業行らが和上に面会して申し上げることに「仏法が東流して日本にやってきました。その教法はありますが、人が戒律を伝授できないのであります。もし辛い和上が東の日本国にこられたら教化をお願いしたいものです」とあつた。その懇願する言辞も熱心で諄々と請うてやまなかつた。そこで揚州で船を購入して航海に入った。

ところが途中で疾風に遭い漂流しているうち船が打破られてしまった。和上は一心に念仏を唱え人びとも皆それに依頼して死を免かれたのだつた。大宝七載にまた更に渡海を試みたが風浪に遭難して、日南郡に漂着してしまつた。この時栄叡を失つて、彼は死んでしまつたのである。和上は悲しみの余り失明してしまつた。

勝宝四年、日本遣唐使がたまたま唐に通聘に赴いた時、業行が勧誘したところ和上は積年の宿志を打ち明けたので、遂に弟子廿四人と副使大伴宿禰古麻呂の船に便乗して日本国に來た。東大寺に安置供養された。時に勅があつて一切経論の校正をまかされた。というのも往々誤字があつて諸本が皆同じ間違いがあつて、これを匡正することができないでいたからである。和上はこれらの経論を多く暗誦^{あんじゆ}していて雌黄^{いじわう}を決定できた。

また諸の薬物を取り真偽を判定した。その薬物の一つ一つ鼻で嗅ぎ分けて万に一つも錯失^{さくしつ}することがなかつたといふ。聖武皇帝は和上を師として受戒された。皇太后の不預^{くわいじやう}ので医薬を調進したところ効験^{きげん}があつたので、大僧正の

位を授けられた。ところが俄かに僧綱の任務が煩雜なので、改めて大和上の号が授けられた。そして備前国水田一百町が施与され、また新田部親王の旧宅が施入されそこを戒院と定めた。今の招提寺がそれである。和上はあらかじめ死期を予期して、その時になつて端坐し怡然と遷化（おこなかり）なされた。時に年七十七であつた。

すなわち、鑑真は弟子思託・栄叡に支えられ、失明、老齡をものともせず、数度の海難にも堪えて来日したのである。そして医師として種々の薬物を鼻でかぎ分け、一回も間違えることがなかつた。さらにその薬効についての具体策を講じ、皇太后の病氣をも治して、名医として鑑真の名声を天下に広めたのである。

しかし、日がたつにつれて、弟子たちの間の反目や、僧侶社会での競争暗闘が激しくなり、加うるに孝謙帝と光明子を軸点とする女性の牛耳る腐敗墮落の政界となつたために、当時の為政者は彼を十分に認識できずに、東大寺から唐招提寺に移してしまつたと思われる。事実、『統日本紀』巻二十一、天平宝字二年八月一日に次の記事がみられる（杉山の口語訳による）。

それ大僧都鑑真和上は戒行うたた潔くして白頭変せず、遠く滄海を涉つて吾が国に帰化された。号して大和上と云い恭敬供養した。政治向きの煩雜躁猥（わづらわし）にあえて老人の和上に苦勞かけまいと、僧綱の任務から解放した方がよろしかろうと決した。ただ、諸寺の僧尼を集めて、戒律を勉強しようとする者は、和上に属させて習字させなさい。

これによると、政府によって鑑真は僧綱に関する任務が一切解かれ、唐招提寺での戒律の活動が認められたことがわかる。そしてここには彼の医師としての活動についてはまったく触れられていない。といふことは、鑑真は唐招提寺に移つてからは医術をほとんど行わなかつたのではなからうか。

五 正倉院薬物について

天平勝宝八年六月二十一日、光明皇后が亡くなった聖武天皇の冥福を祈るために、天皇の御遺愛品を東大寺に納められ

た。これが今日の正倉院御物である。このなかに数多くの薬物が含まれており、当時の貴重な薬品であった。清水の研究によれば、^(九)

正倉院六〇種の中、漢方医学の聖典と称せられる傷寒論、金匱要略に記する所謂古方薬品は、

朴消、大一禹余糧、寒水石、禹余糧、龍骨、鬼臼、赤石脂、巴豆、厚朴、桂心、芫花、人參、大黃、甘草、芒消、雲母、戎塩

の一七種であつて、その他は隋唐以後の医書、例えば千金方、外台秘要等に始めて記されたものである。そのうち畢撥、胡椒、阿麻勒、奄麻羅、紫鋏、呵梨勒の六種は、遠く南洋諸国からインド、ペルシア、アラビア地方にかけての産物で、中国にも産せず、珍重すべき薬品であつた。また現存する桂心、厚朴、龍骨、大黃、雷丸、紫鋏、巴豆、無食子、遠志、人參、甘草の如きは現在市場の最良品であつて、当時の最も貴重な漢薬であつたと考えられる。

とあり、当時の政府がいかに外国から多数の良薬を入手するのに熱心だったかがよくわかる。そしてこれらの薬品は、森の克明な研究によると、^(一〇)天平勝宝八年、天平宝字二年、同三年、同五年、同八年、宝龜十年、天応元年の七回、正倉院から出蔵され、疾病の治療に用いられている。しかしこれらが、疾病や疫病にどれほど効果があつたかは、明らかではない。

六 『続日本紀』にみられる皇室関係の治療

従来唱えられているように、奈良時代に疾病の治療において薬物がかなり用いられるようになったとするなら、これももつとも多く用いた階級は皇室関係である。なぜならば、奈良時代の都市文化や貴族文化の繁栄は、中央政府や貴族階級によって生まれたもので、全国的な傾向ではなかった。農業生産についても同様であつて、進歩的な農工具や農法は貴族階級の手の中にあつて、一般農民にはその恩恵は及ばなかったからである。農民は貢租・労役・兵役などの過重な義務負担に苦しみ、ますます貧窮化し、大陸文化の模倣の恩恵に浴することはできなくて、その生活はほとんど前代と変らな

つた。^(二二)そこで『続日本紀』^(二二)によって奈良時代の皇室関係の治療状況を詳細に検討した。その成績は二二件の治療例が見出された。^(二二)このなかで薬物を用いて治療されているものは、

卷十一、聖武天皇、天平五年五月二十六日に、「皇后が病氣にかかられたので、百方療治するも効果なし。」とあり、
卷十七、聖武天皇、天平十九年十二月十四日に、「太上天皇が病氣にかかられたので、医薬療治するもその効果が現われない。」とあり、

卷十九、孝謙天皇、天平勝宝五年四月十五日に、「皇太后が病氣にかかられたので、医薬を用いて治療したが、恢復しなかった。」とあり、

卷十九、孝謙天皇、天平勝宝六年七月十三日に、「太皇太后が病氣にかかられたので、百方救療したが、まだ恢復しない。」とあり、

卷三十五、光仁天皇、宝龜九年三月二十日に、「皇太子が病氣にかかられたので、医療を加えたが、まだ恢復しない。」とあり、

卷三十六、光仁天皇、天応元年三月二十五日に、「朕が病氣にかかったので、医療を加えたが、効果が現われない。」とある。

の六件で、その割合は二七・三%で三〇%に満たなかった。すなわち、皇室関係の治療においてさえも薬物によって治療するものは決して多くなかったことがわかる。

七 『続日本紀』にみられる疫病の諸国流行の際の治療

次に同じく『続日本紀』について、一〇ヵ国以上の国に疫病が流行した場合を諸国流行と考えて政府の対処方法について検討すると、疫病が諸国に流行した例が一〇件^(二二)みられた。このうち医薬が施されたものは、

卷三、文武天皇、慶雲二年の最後のところに、「是の年諸国廿が飢疫したので医療を加えた。」とあり、

卷十二、聖武天皇、天平九年四月十九日に、「大宰官内の諸国に疫瘡が流行して多くの百姓が死んだので、祈禱を行
うと同時に湯薬を与えて治療させた。」とあり、

卷三十三、光仁天皇、宝龜五年四月十一日に、「天下諸国疫病にかかった者が多いので、医療を加えたが、まだ治ら
ない者が多い。」とある。

の三件で、薬物の恩恵に浴する民衆は多くなかった。

八 ま と め

著者は奈良時代の医療の実態を、従来の説にとられず正しく把握したいと考えて、まず朝鮮渡来人の飛鳥時代の文
化に及ぼした影響について詳細に検討したところ、朝鮮文化の移入と云ってよいほどに影響を受けていることが明らかと
なった。

ついで奈良時代の医療の実態については、『続日本紀』を中心にして、

一、鑑真の業績

二、薬物の恩恵にもっともあずかることのできる皇室関係の治療

三、庶民の治療の例として疫病が諸国に流行した際の治療

を詳細に調査した。その結果、従来いわれているほど治療に薬物が用いられておらず、加持祈禱が重要な治療方法である
ことがわかった。

文 献

- (一) 杉山二郎『大仏建立』六〇～六一頁、学生社、東京、一九八六(昭和六十一年)。
- (二) 前掲(一) 六二頁。
- (三) 權又根『古代日本文化と朝鮮渡来人』九三～一〇二頁、雄山閣、東京、一九八八(昭和六十三年)。
- (四) 『日本の歴史46』(週刊朝日百科)、五八～六四頁、朝日新聞社、一九八七(昭和六十二年)。
- (五) 井上薫『行基』二二～二三頁、吉川弘文館、東京、一九八七(昭和六十二年)。
- (六) 前掲(三) 一〇八頁。
- (七) 杉山二郎『大仏以後』七六～七七頁、学生社、東京、一九八六(昭和六十一年)。
- (八) 前掲(七) 一二四～一二六頁。
- (九) 朝比奈泰彦編『正倉院藥物』一〇八頁、植物文献刊行会、大阪、一九五五(昭和三十年)。
- (一〇) 前掲(七) 二六〇～二六三頁。
- (一一) 渡辺実『日本食生活史』四八頁、吉川弘文館、東京、一九八四(昭和五十九年)。
- (一二) 林陸朗校注訓訳『続日本紀』巻一～四十、現代思潮社、東京、一九八六(昭和六十一年)～一九八八(昭和六十三年)。

資 料

*一 『続日本紀』にみられる皇室関係の治療

巻二、文武天皇、大宝二年十二月十三日

太上天皇不豫。天下に大赦す。一百人の出家を度し、四畿内をして金光明経を講ぜしむ。

巻七、元正天皇、養老元年十一月十七日

天皇、詔して曰く、朕、今年九月を以て美濃国不破行宮に到る。留連すること数日因って当者郡多度山の美泉を覽て、自ら手面をあらふに皮膚滑かなるが如し、また痛処を洗ふに除愈せざることなし。朕の躬にありて甚だその驗あり。また就きてこれを飲み浴する者は、或は白髪シロカミの黒に反り、或は顔髪シヨウカミのさらに生じ、或は闇目の明かなるが如し。自余の痼疾コトヤト、感カくみな平愈せり。

巻八、元正天皇、養老四年八月一日

右大臣正二位藤原朝臣不比等病む。度三十人を賜ふ。詔して曰く、右大臣正二位藤原朝臣、痲疾シヤク漸く留りて寢膳安からず。朕、

疲勞を見て心に惻隱す。その平復を思ふも、計出るところなし。宜しく天下に大赦して以て所患を救ふべし。養老四年八月一日午の時以前の大辟罪已下、罪輕重となく、已發覺・未發覺・已結正・未結正・繫囚の見徒・私鑄錢および盗人並びに八虐の常赦に免ぜざる所も感な悉く赦除す。その廢疾の徒、自存する能はざる者には量りて賑恤を加ふ。因て長官をして親自ら慰問せしめ、湯藥を量り給して、勤めて寛優に従はしむ。僧尼もまた同じ。壬午。都下の四十八寺をして、一日一夜に藥師經を讀ましむ。官戸十一人を免じて良となし、奴婢一人を除きて官戸に従はしむ。右大臣の病を救はんがためなり。

卷八、元正天皇、養老五年十二月六日

太上天皇弥留。天下に大赦し、都下の諸寺をして転經せしむ。

卷九、聖武天皇、神龜三年六月十五日

太上天皇不豫。天下諸國をして放生せしむ。丁卯。太上天皇の奉為に僧二十八人・尼二人等を度す。癸巳。詔して曰く、太上天皇の不豫、稍く二序を経たり。宜しく天下に大赦して痲疾の徒に湯藥を量り給ふべし、と。甲午。僧十五人・尼七人を度す。乙未。使を遣して、幣帛を石成・葛木・住吉・賀茂等の神社に奉らしむ。八月癸丑。太上天皇の奉為に釈迦像並びに法華經を造写し訖る。仍て藥師寺に於て齋を設く。

卷十、聖武天皇、神龜五年八月二十一日

勅すらく、皇天子の寢病、日を経て癒す。三宝の威力に非るよりは何ぞ能く患苦を解脱せん。茲に因りて、敬て觀世音菩薩像一百七十七軀並びに經一百七十七卷を造りて、礼仏転經し、一日行道せん。此の功德に緣りて平復を得んと欲す。又勅すらく、天下に大赦し、以て患ふ所を救ふべし。その犯八虐および官人の法を枉げて財を受け、監臨の主守自ら盜み、監臨する所を盜み、強盜・竊盜の財を得る、常赦の免ぜざる所の者は並びに赦の限りにあらざれ、と。

卷十一、聖武天皇、天平五年五月二十六日

勅すらく、皇后枕席安からざること己に年月を経たり。百方療治するも未だその可なるを見ず。斯の煩苦を思ひて寢と浪とを忘れたり。天下に大赦して此の病を救済すべし。天平五年五月二十六日の昧爽より以前の大辟已下、常赦の免ぜざる所も皆悉に原し放ち、その反逆并に縁坐の流の類は便ち輕重に隨ひて降せ。但し強竊二盜は免の例にあらざれ、と。

卷十二、聖武天皇、天平八年七月十四日

詔して曰く、比來、太上天皇寢膳安からず。朕甚だ惻隱す。平復せんことを思欲す。宜しく奉為に一百人を度し、都下の四大寺をして七日行道せしむべし。また京畿内および七道諸國の百姓並びに僧尼の病あらん物には湯藥・食糧を給せよ。高年百歳以下

には殺人ごとに四石、九十以上には三石、八十以上には二石、七十以上には一石。鰥寡慙独・廢疾・篤疾に自存すること能はざる物には、所司量りて賑恤を加へよ、と。

卷十三、聖武天皇、天平十一年二月二十六日

詔して曰く、皇后、寢膳安からず、弥々疲勞を益す。朕、此の苦を見て、情甚だ惻隱す。宜しく天下に大赦して病患を救済すべし。天平十一年二月廿六日戌の時より以前の、大辟罪以下および八虐、常赦の免ぜざる所の者も、咸くこれを赦除す。その廢疾の徒、自存する能はざる者には量りて賑恤を加ふ。仍て長官をして親しく自ら慰問して湯薬を量り給はしむ。僧尼も亦同じ。壬辰。勅すらく、二月廿六日の赦書に云く、敢て赦前の事を以て告げ言す者は其の罪を以てこれを罪せん、と。宜しく暫く停むべし。若し百姓、心に私愁を懷きて披陳せんと欲する者は、恣にこれを聴せ。巡察使、宜しく事に随ひて問知し、状を具さしにして録し奏すべし。赦書に依りて告人を罪すること勿れ、と。

卷十六、聖武天皇、天平十七年九月十七日

勅すらく、朕、頃者、枕席安からず、稍旬日に延ぶ。以為、治道失することありて、民多く罪に罹れり。宜しく天下に大赦すべし。常赦の免ぜざる所も、咸くこれを赦除せよ。その年八十以上および鰥寡慙独并びに疹疾の徒の自存すること能はざる者には、賑恤を量り加へよ、と。

卷十六、聖武天皇、天平十七年九月十九日

天皇不豫なり。平城・恭仁の留守に勅して、宮中を固守せしむ。悉く孫王らを追して難波宮に詣らしめ、使を遣して平城宮の鈴を取らしむ。また京師・畿内の諸寺および諸の名山淨処をして薬師悔過の法を行はしむ。幣を奉りて賀茂・松尾等の神社に祈禱し、諸国をして有する所の鷹・鶉を並びに以て放ち去らしむ。三千八百人を度して出家せしむ。甲戌、播磨守正五位上阿倍朝臣虫麻呂をして、幣帛を八幡神社に奉らしむ。京師および諸国をして、大般若經合せて一百部を写し、また薬師仏の像七軀高さ六尺三寸なるを造り、并びに經七卷を写さしむ。

卷十七、聖武天皇、天平十九年十二月十四日

勅すらく、頃者、太上天皇枕席安からざることやや弦朔を経たり。医業療治するも未だ効驗を見ず。宜しく天下に大赦すべし。天平十九年十二月十四日の味爽より以前の大辟罪以下、咸く赦除せよ。但し八虐・故殺人・私鑄錢・強竊二盜の常赦に免ぜざる所の者は赦の限りにあらざれ、と。

卷十八、孝謙天皇、天平勝宝三年十月廿三日

詔して曰く、頃者、太上天皇、枕席穩かならず。是に由りて七ケ日の間四十九の賢僧を新薬師寺に屈請し、統命の法に依りて齋を設け行道す。仰ぎ願くは、聖躬平復し、宝寿長久ならんことを。経に云ふ、苦を受くる雜類の衆生を救済せば、各病を免れて年を延ぶ、と。是を以て、教に依りて天下に大赦す。但し犯八虐、故殺人、私鑄錢、強竊一盜、常赦の免ぜざる所の者は赦の限りに在らざれ、と。

卷十九、孝謙天皇、天平勝宝五年四月十五日

詔して曰く、頃者、皇太后寝膳安からざること稍旬月に延く。医薬を用ひて療治すと雖も、猶、未だ平復せず。以為、政治宜しきを失ひ、罪に罹ること徒らにあり。天この罰を遣し、朕が身を警戒す、と。それ母子の慈は貴賤みな同じ、犯罪の徒、豈ひとり親なからんや。庶くは悉く洗滌して憂苦を救はんと欲す。宜しく天下に大赦すべし。常赦の免ぜざる所の者もみな悉く赦除せよ。但し其の父母を殺し、仏の尊像を毀ち、及び強盜・竊盜は此の例にあらざれ。若し死に入ることあらば一等を減せよ、と。

卷十九、孝謙天皇、天平勝宝六年七月十三日

詔して曰く、頃者、太皇太后枕席安からざること稍旬月に延く。百方治療するもなほ未だ平復せず。感愴の懷、良に深きこと極りなし。朕聞く、皇天は徳を輔け、徳は不祥に勝つ、と。庶くは慈令を施して宝体を資け奉り、寝膳をして常の如く、起居穩便ならしめんと欲す。天下に大赦すべし。但し、八虐、故殺人、私鑄錢、強盜・竊盜、常赦の免ぜざる所の者は赦の限りにあらざれ、と。此の日、僧一百人・尼七人を度す。

卷十九、孝謙天皇、天平勝宝七年十月二十一日

勅して曰く、嘗の間、太上天皇、枕席安からず、寝膳宜しきに乖けり。朕、竊かに茲れを念ひて、情深く測闕せり。それ病を救ふに方は、ただ恵を施すにあり。延命の要は、苦を濟ふに若くはなし。宜しく天下に大赦すべし。其の犯八虐、故殺人、私鑄錢、強盜・竊盜、常赦の免ぜざる所の者は赦の例にあらざれ。但し死罪に入らん者は一等を減せよ。鰥寡惇独・貧窮老疾の自存すること能はざる者には、量りて賑恤を加へ、兼ねて湯薬を給せよ。また今日より始めて来る十二月晦日に至るまで殺生を禁断せよ、と。

卷十九、孝謙天皇、天平勝宝八年四月十四日

勅して曰く、頃者、太上天皇の聖体不豫、漸く旬日に延いてなほ未だ平復せず。聞くならく、災を鎖しを致すは仁風に如くはななく、病を救ひ年を延ぶるは実に徳政に資れり、と。天下に大赦すべし。但し犯八虐、故殺人、私鑄錢、強盜・竊盜、常赦の免ぜざる所の者は、赦の例にあらざれ。若し職を以て死に入らば一等を減せよ。鰥寡惇独・貧窮老疾の自存する能はざる者には、量

りて賑恤を加へよ。

卷二十、孝謙天皇、天平宝字二年七月四日

勅すらく、比來、皇太后寢膳安からず、稍旬日を経ぬ。朕、思ふに年を延べ疾を濟ふは仁慈に若くは莫し。宜しく天下諸國をして今日より始めて今年十二月三十日にいたるまで殺生を禁断せしむべし。また猪鹿の類を以て永く進御するを得ざらしむ、と。また勅して、思ふ所あるに縁りて、官奴婢并びに紫微中台の奴婢を免じて、みな悉く良に従はしむ。

卷二十二、淳仁天皇、天平宝字四年三月十三日

皇太后御体不豫なり。宜しく天神地祇を祭るべし。諸の祝部ら各その社に禱りて聖体をして安穩平復せしめんと欲す。是を以て、太神宮の祢宜・内人・物忌より諸社の祝部に至るまでに爵一級を賜ふ。普く告げてこれを知らしめよ、と。閏四月丁亥、仁正皇太后、使を五大寺に遣して寺ごとに雜薬二櫃・蜜一桁を施す。皇太后の寢膳和に乖けるを以てなり。

卷三十五、光仁天皇、宝龜九年三月二十日

東大・西大・西隆の三寺に誦經せしむ。皇太子の寢膳和に乖けるを以てなり。庚午、勅して曰く、頃者、皇太子、病に沈みて安からざること稍く数月を経たり。医療を加ふと雖もなほ未だ平復せず。如聞、病を救ふの方は実に徳政に由り、命を延すの術は慈令に如くはなし、と。宜しく天下に大赦すべし。宝龜九年三月二十四日の味爽より以前の大辟已下、罪の軽重となく、未發覺・已發覺、未結正・已結正、繫囚の見徒、咸く赦除せよ。但し八虐・故殺人・私鑄錢・強竊二盜、常赦の免ぜざる所の者は赦の限りにあらざれ。若し死に入る者は一等を降せ。敢へて赦前の事を以て告げ言す者は、その罪を以てこれを罪せん、と。また皇太子のために三十人を度して出家せしむ。癸酉、大赦す。使を遣して幣を伊勢大神宮及び天下諸神に奉らしむ。皇太子、平らかならざるを以てなり。

卷三十六、光仁天皇、天応元年三月廿五日

詔して曰く、朕、枕席安からず稍く晦朔を移せり。医療を加ふと雖もいまだ効驗あらず。天下に大赦すべし。天応元年三月廿五日の味爽より以前の大辟以下、罪輕重となく、已發覺・未發覺、已結正・未結正、繫囚の見徒、咸くこれを赦除せよ。但し八虐、故殺・謀殺人、私鑄錢、強竊二盜の常赦に免ぜざる者は赦の限りにあらざれ、と。

卷三十六、桓武天皇、天応元年十二月廿日

詔して曰く、……………頃者、太上天皇、聖体不豫にして宗社、尽く禱りて珪幣相尋ぎ、頻りに晦朔を移すも未だ効顯を見ず。願み惟ふに虚薄にして責は朕が躬に在り。事を撫して慙を思ひ、載ち慙愧を懷けり。靈あるの類は人より重はなし。刑罰或は差

はば乃ち冤感^{オンカン}を致さん。思ふに恵沢を降して式^{モツ}て聖躬を資けんことを。天下に大赦すべし。天応元年十二月廿日の味爽より以前の大辟以下^イの罪軽重となく、已^イ発覺・未^イ發覺、已^イ結正^ツ・未^イ結正、繫囚^{ケツト}の見徒^{ミタテ}、私^シ鑄^シ錢^{セン}・八^{ハチ}虐^{ゲツ}・故^コ殺^シ・強^{キヤウ}竊^{セツ}二盜^ニの常赦^{ジョウセツ}に免ぜざる所の者も、咸^{ケン}く皆^{ケツ}赦^{セツ}除^トせよ、と。

*二 『続日本紀』にみられる疫病の諸国流行の際の治療

卷三、文武天皇、慶雲二年のさいご

是の年、諸国廿、飢疫す。並びに医療を加えて賑恤^{シジユツ}す。

卷三、文武天皇、慶雲三年のさいご

是の年、天下諸国、疫疾ありて、百姓多く死す。始めて土牛を作りて大櫛^{オホオシ}す。

卷三、文武天皇、慶雲四年四月二九日

天下疫飢す。詔して賑恤を加ふ。但し丹波、出雲、石見、の三国尤も甚し。幣帛を諸社に奉る。また京畿および諸国の寺をして読経^{ドクキヤウ}せしむ。

卷十一、聖武天皇、天平五年のさいご

是年。左右京および諸国飢疫する者衆し。並びに賑賃を加う。

卷十二、聖武天皇、天平七年のさいご

是の歳、年頗る稔らず。夏より冬に至るまで、天下豌豆瘡^{マメコソウソウ}(俗に裳瘡^{モカサ}という)を患ひて夭死せる者多し。

卷十二、聖武天皇、天平九年四月十九日

大宰官内の諸国、疫瘡時行して百姓多く死す。詔して幣を部内の諸社に奉りて以て祈禱せしむ。また貧疫の家を賑恤し、並びに湯薬を給いて療せしむ。

卷十二、聖武天皇、天平九年のさいご

是の年の春、疫瘡大いに発^オる。初め筑紫より来り夏を經、秋に涉りて、公郷以下天下の百姓相續ぎて没^{ムツ}すること勝^カて計^ケふべからず。近代以来いまだこれあらざるなり

卷廿二、淳仁天皇、天平宝字四年三月廿六日

伊勢、近江、美濃、若狭、伯耆、播磨、備中、備後、安芸、紀伊、淡路、讃岐、伊予等の十五国疫す。これを賑給す。

卷廿五、淳仁天皇、天平宝字八年八月九日

山陽、南海の二道諸国旱疫す。丙子。石見国疫す。これを賑給す。

卷三十三、光仁天皇、宝龜五年四月十一日

勅して曰く、如聞、天下諸国疾疫の者衆し。医療を加うと雖もなほ未だ復せず。朕、宇宙に君臨し黎元を子育す。興言に此を念じて寤寐勞をなせり。其れ摩訶般若波羅蜜は諸仏の母なり。天子これを念すれば則ち兵革災害国中に入らず。庶人これを念すれば則ち疾疫癘鬼家内に入らず、と。此の慈悲に憑きて彼の短折を救はんことを思欲す。宜しく天下諸国に告げて、男女老少を論せず、起座行歩、咸く摩訶般若波羅蜜を念誦せしむべし。其の文武百官、朝に向い曹に赴く道次の上、および公務の余、常に必ず念誦せよ。庶くは陰陽序に叶いて寒温気を調へ疾疫の災なく、人に天年の寿を遂げしめんことを。普く遐邇に告げて朕が意を知らしめよ、と

(神奈川県予防医学協会)

On the actual conditions of medical care during the Nara Era

by Kidoh SUGITA

In this study on the medical care during the Nara Era the author disagrees with the prevailing points of view to present his own view on the actual conditions of medical care during that period.

At first, the author studied the many Korean cultural elements that were introduced and had a great effect on the Aska period. The results showed that these many influences also had an impact on medical care.

Secondly, the author concentrated on the actual conditions of medical care in the Nara era. This included: (1) the theories and methods that Ganzin introduced to Japan; (2) the methods of medical

care used by the Imperial Families; and (3) the medical care when more than ten prefectures were effected by an epidemic. The results of the study show that little medicine was used and that exorcism and prayer were a very important method of medical care during that period.